右の者らに対する各頭書被告事件(当裁判所昭和五〇年(あ)第七八七号)について、昭和五三年九月四日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、申立人らから各異議の申立があつたが、右各申立は理由がないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件各申立を棄却する。

昭和五三年九月二七日

最高裁判所第二小法廷

郎	_	喜	塚	大	裁判長裁判官
豊			田	吉	裁判官
譲			林	本	裁判官
夫		_	本	栗	裁判官